

(案)

相模原市景観計画【別冊】

相 模 原 市

相模原市景観計画【別冊】 目 次

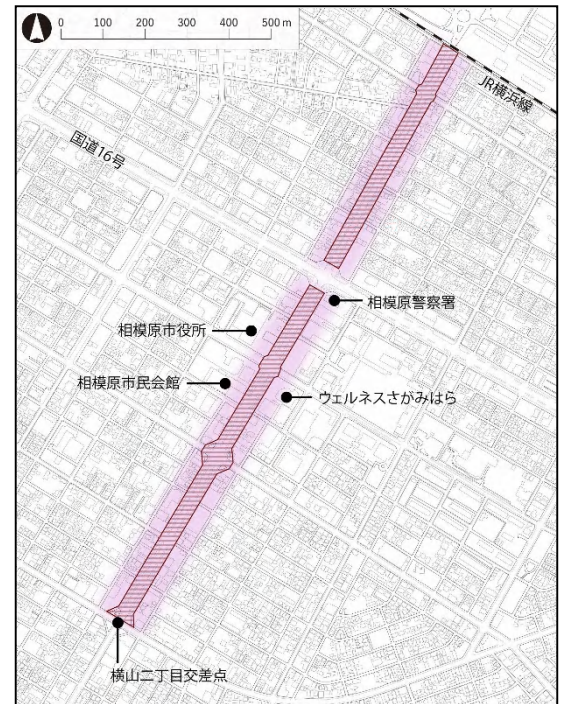
・ 市役所前さくら通り地区景観形成重点地区	1
-----------------------	---

市役所前さくら通り地区景観形成重点地区

1 区域

景観形成重点地区に指定する市役所前さくら通り地区は、図に示す区域(市道市役所前通のうちJR横浜線の踏切から横山二丁目交差点までの区間の道路(国道16号を除く。また、市道市役所前通に接続する下位路線の隅切りを一部含む。以下「さくら通り」という。)及び当該道路に接する土地)とします。

図 市役所前さくら通り地区の区域



2 景観特性

市役所前さくら通り地区は、市道市役所前通の一部とその沿道の土地を含めた南北約1.5kmの細長い地区です。当地区は、戦前の軍都計画に基づく相模原都市建設区画整理事業(昭和14年施行)によって整備されたもので、幅員40mの豊かな道路空間が形成されています。さくら通りには、桜とけやきが育ち、そのみどり豊かで直線的な眺めは、市を代表する景観の一つとなっています。また、市民まつりの会場となるなど、市民の憩いの場として長年親しまれています。

なお、地区内の桜並木を平成24年11月に景観重要樹木に指定し、さくら通りを平成29年3月に景観重要公共施設に指定しています。

3 良好な景観の形成に関する方針

(1) 地区全体の方針

景観特性を踏まえ、地区全体の良好な景観の形成に関する方針を次のとおり定めます。

集い、くつろぎ、訪れたくなる さくら並木の景観を育てる

景観重要樹木である桜並木は、市を代表する景観の一つです。桜並木と沿道の建築物等がつくる景観を将来にわたり大切に育むことにより、地域住民や市民が桜並木の下に集い、くつろぐとともに、市外からも訪れたくなるような景観づくりに取り組みます。



(2) 項目ごとの方針

地区全体の方針を実現していくため、地区の景観特性を踏まえ、「みち」「みどり」「まちなみ」の3つの項目ごとに、景観づくりの方針を定めます。

みち

区画整理事業によって整備されたさくら通りは幅員40mを有し、約1.5kmにわたり直線的な形状をしています。

地区内の交差点の幾つかは、当初ロータリー式の交差点として計画されました。現在は豊かな四隅の空間を利用して大きな樹木が育ち、その間にベンチ等が設置され、ゆとりと潤いのある空間を形成しています。

また、相模原署前交差点から北側には、ステージ状の広場空間が整備されるなど「グリーンプラザさがみはら」の愛称で親しまれる場所もあり、さくら通りの随所に特徴のある空間が見られます。

こうした道路空間の特徴を十分に生かし、次の方針に基づき、景観づくりに取り組みます。



- 直線的で幅員の広い道路空間の特徴を生かし、眺めが良くゆとりのある景観をつくります。
- 豊かな歩行者空間の魅力を生かし、やすらぎのある憩いの空間をつくります。
- 眺めが良く開放感があり、みどり豊かな憩いの空間をつくります。
- 安全で安心できる空間をつくるとともに、統一感のある景観づくりを行います。

みどり

さくら通りには、昭和20年代後半に桜(ソメイヨシノ)が約300本植樹されました。現在では大きく成長し、市内でも有数の桜並木を形成しています。また、歩道に沿って植えられたけやきも大きく育ち、それらの街路樹の根元には、あじさいなどの植栽も見られます。

さくら通りのどの場所においても、これらのみどりが視界の中で大きな割合を占め、みどり豊かな景観を印象付けています。

景観形成に当たっては、道路空間のみどりはもとより、沿道の民地のみどりも大切にすることを基本とし、次の方針に基づき、景観づくりに取り組みます。



- さくら並木は、通りのシンボルとして保全を図り、さくら並木が映える景観をつくります。
- 季節が感じられるみどりを大切に、潤いのある景観をつくります。

まちなみ

沿道の建築物は、住宅や商業・業務施設、公共施設など用途も多様であり、それらの規模や高さも様々です。また、約1.5kmの通りは一様ではなく、場所によって景観の特性も異なります。

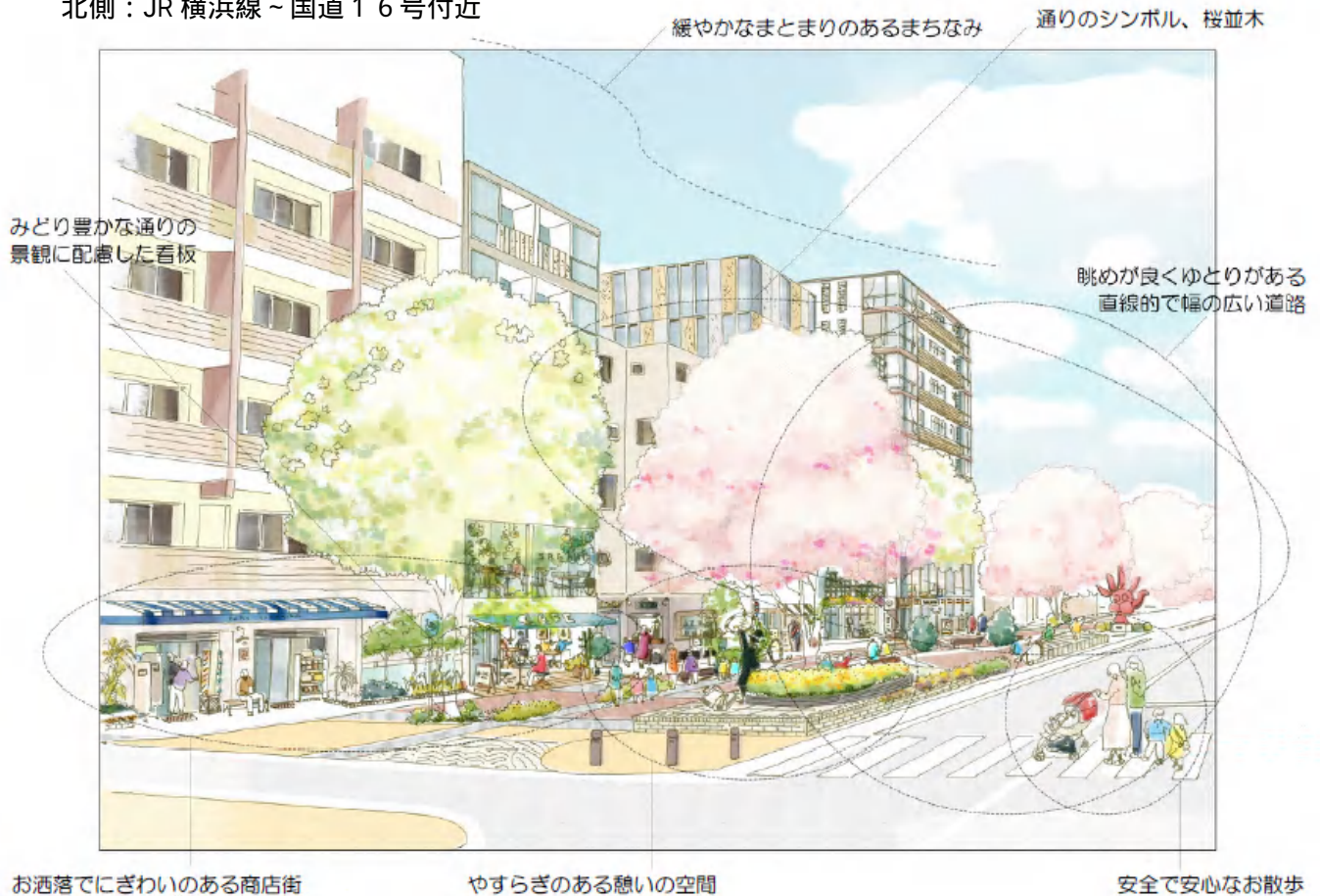
沿道のまちなみ景観の形成に当たっては、それぞれの建築物等の特徴を生かし、次の方針に基づき、景観づくりに取り組みます。



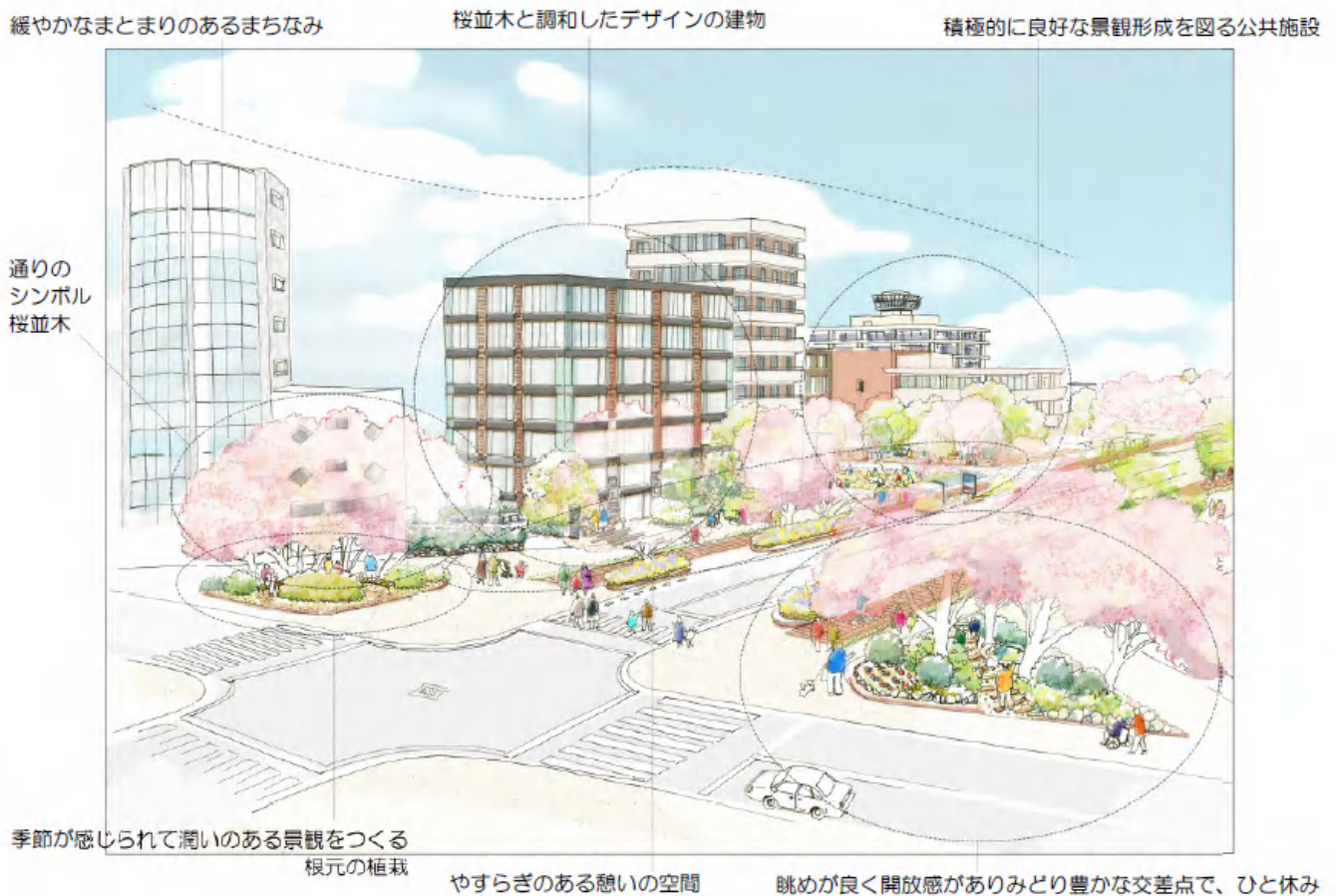
- さくら並木と調和し、緩やかなまとまりのあるまちなみ景観をつくります。
- 店舗が連なる場所では、ゆとりのある道路空間と調和し、お洒落でにぎわいのある景観をつくります。
- 看板等の屋外広告物は、みどり豊かな通りの景観に配慮します。
- 公共施設は、通りの景観の先導的な役割を果たすよう、積極的に良好な景観形成を図ります。

< 地区の将来イメージ >

北側：JR 横浜線～国道 16 号付近



南側：国道 16 号～横山二丁目交差点付近



4 行為の制限「景観形成基準」

(1) 届出対象行為・規模

届出対象行為	規模	
1 建築物の新築、増築、改築又は移転	延べ面積が10㎡以上のもの	
2 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	外観の変更に係る部分の見付面積が10㎡以上のもの	
3 工作物の新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更	() 煙突(支柱及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの煙突を除く。)	高さが6mを超えるもの
	() 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざおを除く。)	高さが15mを超えるもの
	() 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(広告塔及び広告板を除く。)	高さが4mを超えるもの
	() 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	高さが8mを超えるもの
	() 擁壁	高さが2mを超えるもの
	() 門、塀、垣及び柵	高さが1mを超えるもの
	() 駐車場及び駐輪場(これらに附属するゲート、精算機、車止めその他これらに類するものを含む。)	すべて
	() 太陽光発電設備	すべて
	() 自動販売機	すべて
	() 屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件(以下「屋外広告物等」という。)	自己の住宅又はその敷地内に自己の住所、氏名等を表示するもの及び自己の店舗、営業所、事業所又はこれらの敷地内に自己の所在、名称、屋号、商標、営業内容等を表示するものであって、表示面積の合計が5㎡を超え、10㎡以下のもの

(2) 景観形成基準(法第8条第2項第2号)及び景観誘導基準

良好な景観を形成するための地区独自の基準として、景観形成基準()及び景観誘導基準(○)を次のとおり定めます。景観誘導基準は、良好な景観の形成に関する方針を踏まえ、望ましい景観形成を図るための基準を示しています。

建築物

表 景観形成基準及び景観誘導基準

項目	基準
配置	○壁面後退するなど、さくら通り沿いの歩行者空間やオープンスペースの創出に努める。
高さ	○高さは、周辺の建築物との調和に配慮する。
形態・意匠	○商店街など店舗が多い場所では、店舗のオーニング(日除け)の設置位置や大きさを揃える、隣接する建築物と統一感のある素材を使用するなど、周辺の店舗との調和を図り、にぎわいの連続性を創出するよう、建築物の低層部の形態・意匠を工夫する。
	○さくら通り側は、壁面の分節化や開口部・バルコニーの形態・意匠を工夫するなど、単調にならないように配慮する。
	○さくら通り側にバルコニーを設ける場合は、さくら通りから物干しや室外機などが見えないように努める。
	屋上の建築設備等は、建築物と一体的なデザインとする。又は、ルーバー等で覆うなど景観を損なわないよう修景する。
	○反射や光沢の強い素材の使用はなるべく避けるなど、反射光により周辺に不快感を与えないよう配慮する。
	○良好な景観を維持するため、汚れや退色など経年による劣化等を考慮した素材選びに努める。
色彩	屋根の色彩は、建築物の外壁と調和し、かつ、別表1に示す範囲内とする。
	外壁の色彩は、隣接する建築物等と極端な差が出ないよう周辺との調和やまちなみの連続性に配慮し、かつ、別表2に示す範囲内とする。ただし、アクセントカラーとして使用する場合は、当該外壁各面の見付面積の20%以下のものは除く。
	○建築物の壁面等は、形態に応じて色彩の分節化を図るなど、威圧感の軽減に努める。
	○アクセントカラーを使用する場合は、周辺の街並みに配慮するとともに、歩行者の目線やにぎわいの創出を意識して、できるだけ低層部に集約するなど、効果的に配置する。
	フェンス等の色彩は、こげ茶、グレーベージュ、黒、暗灰色など、暖色系色相の低明度、低彩度色又は無彩色の低明度色とするなど目立たないものとする。
緑化	○さくら通りから見える位置に、植栽やプランター等を配置し、通りと調和した空間を創出するなど身近なみどりの演出を図る。緑化する土地がない場合は、屋上緑化等に努める。
外構	屋外設備は、さくら通りから目立たない場所に配置する。できない場合は、植栽等により修景する。
	○駐車場(機械式駐車場を含む。)駐輪場等は、さくら通りから目立たないように配置や植栽などを工夫する。
	道路沿いに塀や柵等を設置する場合は、透視可能なフェンスや植栽を基本とする。
照明	○夜間でも適度な明るさを保ち、安全安心な歩行者空間の形成に努める。
	○ショーウィンドーや壁面をライトアップするなど、適度なにぎわいを演出できるよう工夫する。
	○過激な光の拡散や点滅するネオン等は使用しない。
その他	○交差点など視線が集まりやすい場所に面する建築物等は、形態・意匠や色彩などを工夫し、魅力ある景観形成に配慮する。
	○建築物のさくら通りに面する部分に窓面広告(屋内から屋外に向けたもの)を設置する場合は、通りの街並みを阻害しないように配慮する。

備考

- 1 市長が良好な景観形成に資するものとして、相模原市景観審議会の意見を聴き、認めたものについては、この限りでない。
- 2 色彩については、日本産業規格(JIS)に基づく、色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。
- 3 既存の建築物で、その色彩等が景観形成基準に適合していないものについては、同色による塗り替え等でも事前の届出と景観形成基準への適合が必要となる。

工作物

表 景観形成基準及び景観誘導基準

種類	項目	基準
() 煙突（支杵及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの煙突を除く。） () 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざおを除く。） () 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（広告塔及び広告板を除く。） () 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの () 擁壁	色彩	工作物の色彩は、周辺景観や建築物の外壁と調和し、かつ、別表2に示す範囲内とする。
	その他	○ 過激な光の拡散や点滅するネオン等は使用しない。
		○ 航空法に基づき、鉄塔等に赤白の色彩を施すものは、市長と別途協議を行うこと。
() 門、塀、垣及び柵	形態・意匠	道路沿いに設置する場合は、透視可能なフェンスや植栽を基本とする。
	色彩	色彩は、こげ茶、グレーベージュ、黒、暗灰色など、暖色系色相の低明度、低彩度色又は無彩色の低明度色とするなど目立たないものとする。
() 駐車場及び駐輪場（これらに附属するゲート、精算機、車止めその他これらに類するものを含む。）	形態・意匠・色彩	○ 駐車場、駐輪場等は、さくら通りから目立たないように配置や植栽などを工夫する。
		○ 説明板や精算機、ロック装置などの設備は、さくら通りからの見え方に配慮し、形態・意匠や色彩などを工夫する。
		フェンス等の色彩は、こげ茶、グレーベージュ、黒、暗灰色など、暖色系色相の低明度、低彩度色又は無彩色の低明度色とするなど目立たないものとする。
() 太陽光発電設備	配置・形態・意匠	太陽光発電設備を設置する場合は、さくら通りから目立たない場所に配置する。できない場合は、植栽等により修景する。
	色彩	パネルやフレーム、設備機器等の色彩は、低明度、低彩度のものを使用するなど、周辺から目立たないものとする。
() 自動販売機	配置・形態・意匠	自動販売機を設置する場合は、周辺の建築物と調和した色彩を用いるなど、さくら通りからの見え方に配慮する。
() 屋外広告物等	共通事項	○ 屋外広告物等の表示及び設置に当たっては、桜並木の景観に配慮するとともに、建築物のデザイン及び街並みの連続性に配慮する。
		○ 屋外広告物等の数や大きさは、可能な限り最小限とし、設置位置、形態・意匠、表示内容等に十分に配慮する。
		○ 屋外広告物等の色彩は、街並みから突出しないよう高彩度色の使用や組み合わせを控

		えるとともに、色数を抑えるなど工夫する。 ○屋外広告物等に光源を使用する場合は、激しい動光・点滅等をするものを使用しない。 ○交差点など視線が集まりやすい場所に面して設置する屋外広告物等は、魅力ある景観形成に配慮する。
	屋上広告物	屋上広告物は、設置することができない。
	壁面利用 広告物	○同一の壁面で、同一内容の情報を複数表示しないよう配慮する。
		○2階以下の高さに設置するよう配慮する。
	壁面突出 広告物 (そで看板)	さくら通り上に突出しないものとする。
		○2階以下の高さに設置するよう配慮する。
		○歩行者空間やオープンスペースに設置する広告物の下端の高さは地上2.5m以上とする。
	広告塔 ・ 広告板	さくら通り上に突出しないものとする。
		○2階以下の高さに設置するよう配慮する。
		○歩行者空間やオープンスペースの創出を妨げない位置に設置するとともに、歩行者等の通行を阻害しないものとする。
	広告旗	○歩行者空間やオープンスペースの創出を妨げない位置に設置するとともに、歩行者等の通行を阻害しないものとする。

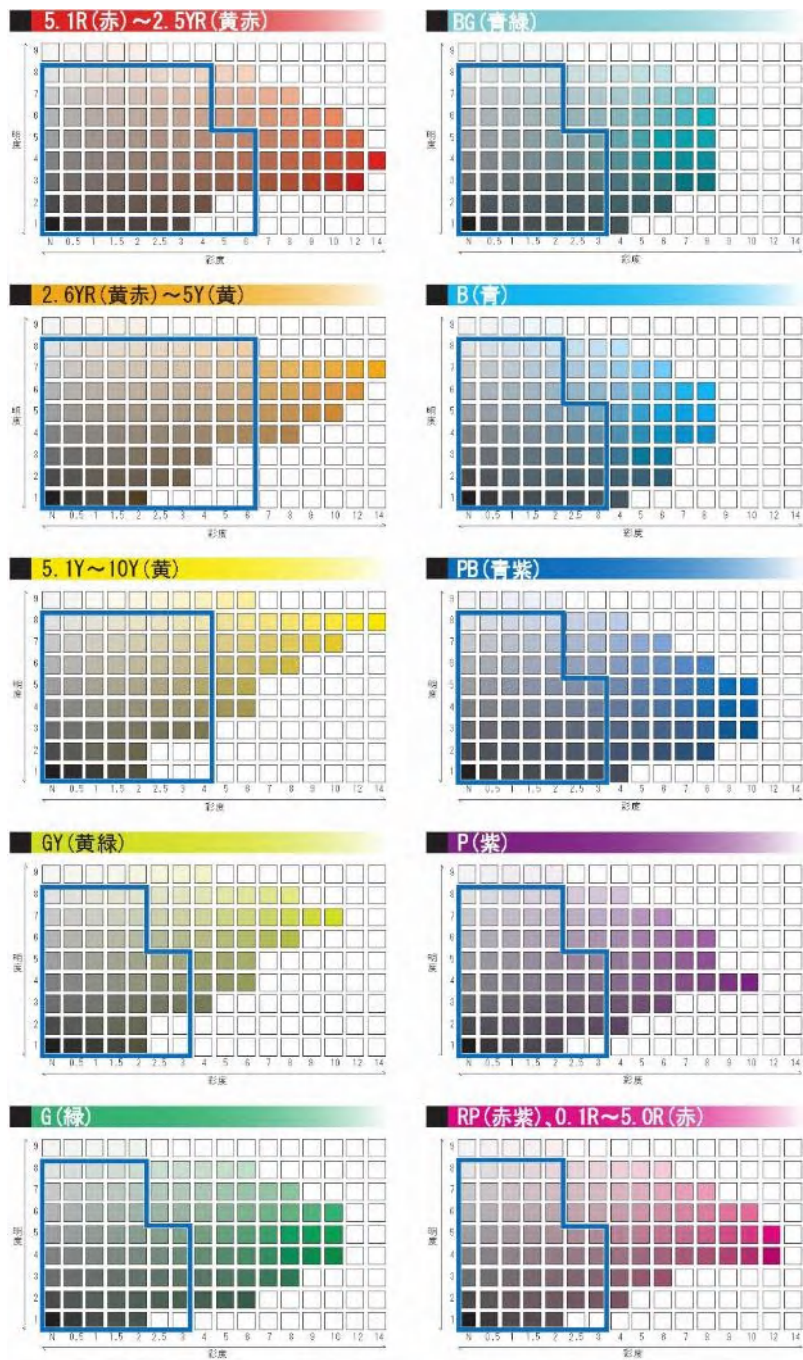
備考

- 1 市長が良好な景観形成に資するものとして、相模原市景観審議会の意見を聴き、認めたものについては、この限りでない。
- 2 色彩については、日本産業規格（JIS）に基づく、色彩の表示方法（修正マンセル表色系）による。
- 3 既存の工作物で、その色彩等が景観形成基準に適合していないものについては、同色による塗り替え等でも事前の届出と景観形成基準への適合が必要となる。

別表1 建築物の屋根の色彩の行為制限

●行為の制限							
色調	明度の区分	明度の区分	色相ごとの彩度区分				
			0.1R～5R	5.1R～2.5YR	2.6YR～5.0Y	5.1Y～10Y	GY～G～BG～B～PB～P～RP
低彩度	高明度	8.0を超える	1.0以下	1.0以下	2.0以下	1.0以下	1.0以下
	中明度	5.0を超え8以下	1.0以下	2.0以下	3.0以下	2.0以下	1.0以下
	低明度	5.0以下	1.0以下	3.0以下	4.0以下	3.0以下	1.0以下
中彩度	高明度	8.0を超える	1.0を超え1.5以下	1.0を超え4.0以下	2.0を超え4.0以下	1.0を超え2.0以下	1.0を超え1.5以下
	中明度	5.0を超え8以下	1.0を超え2.0以下	2.0を超え4.0以下	3.0を超え6.0以下	2.0を超え4.0以下	1.0を超え2.0以下
	低明度	5.0以下	1.0を超え3.0以下	3.0を超え6.0以下	4.0を超え6.0以下	3.0を超え4.0以下	1.0を超え3.0以下
高彩度	高明度	8.0を超える	1.5を超える	4.0を超える	4.0を超える	2.0を超える	1.5を超える
	中明度	5.0を超え8以下	2.0を超える	4.0を超える	6.0を超える	4.0を超える	2.0を超える
	低明度	5.0以下	3.0を超える	6.0を超える	6.0を超える	4.0を超える	3.0を超える

 : 使用できない範囲

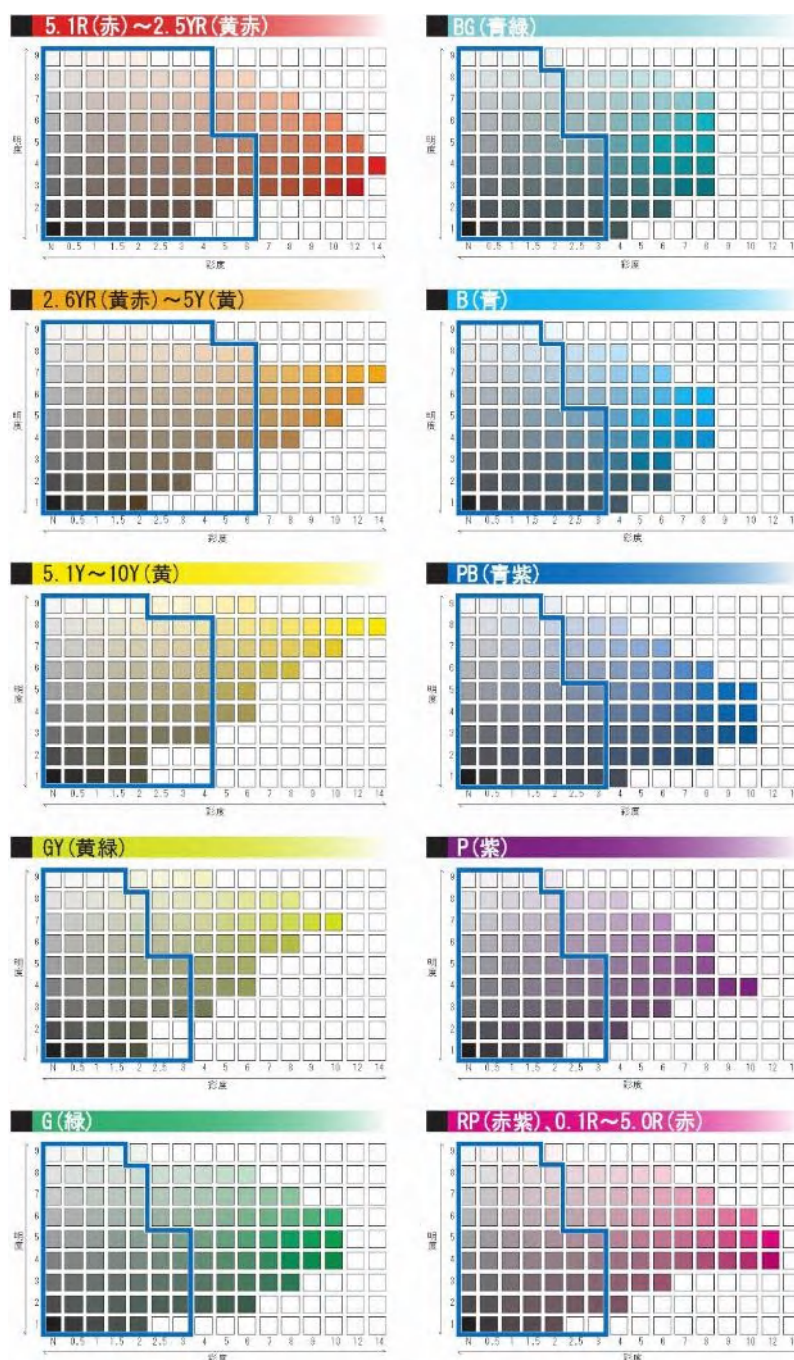


凡例
 建築物の屋根の基調色として使用可能な色彩の範囲

別表2 建築物の外壁・工作物の色彩の行為制限

●行為の制限						
色調	明度の区分	色相ごとの彩度区分				
		0.1R～5R	5.1R～2.5YR	2.6YR～5.0Y	5.1Y～10Y	GY～G～BG～B～PB～P～RP
低彩度	高明度	8.0を超える	1.0以下	1.0以下	2.0以下	1.0以下
	中明度	5.0を超え8以下	1.0以下	2.0以下	3.0以下	2.0以下
	低明度	5.0以下	1.0以下	3.0以下	4.0以下	3.0以下
中彩度	高明度	8.0を超える	1.0を超え1.5以下	1.0を超え4.0以下	2.0を超え4.0以下	1.0を超え2.0以下
	中明度	5.0を超え8以下	1.0を超え2.0以下	2.0を超え4.0以下	3.0を超え6.0以下	2.0を超え4.0以下
	低明度	5.0以下	1.0を超え3.0以下	3.0を超え6.0以下	4.0を超え6.0以下	3.0を超え4.0以下
高彩度	高明度	8.0を超える	1.5を超える	4.0を超える	4.0を超える	2.0を超える
	中明度	5.0を超え8以下	2.0を超える	4.0を超える	6.0を超える	4.0を超える
	低明度	5.0以下	3.0を超える	6.0を超える	6.0を超える	4.0を超える

: 使用できない範囲



凡例
 建築物の外壁・工作物の基調色として使用可能な色彩の範囲

5 屋外広告物の表示等に関する事項

良好な景観を形成するための地区独自の基準として、景観形成基準（ ）及び景観誘導基準（○）を次のとおり定めます。景観誘導基準は、良好な景観の形成に関する方針を踏まえ、望ましい景観形成を図るための基準を示しています。

景観形成基準（法第8条第2項第4号イ）及び景観誘導基準

項目	基準
共通事項	○屋外広告物等の表示及び設置に当たっては、桜並木の景観に配慮するとともに、建築物のデザイン及び街並みの連続性に配慮する。
	○屋外広告物等の数や大きさは、可能な限り最小限とし、設置位置、形態・意匠、表示内容等に十分に配慮する。
	○屋外広告物等の色彩は、街並みから突出しないよう高彩度色の使用や組み合わせを控えるとともに、色数を抑えるなど工夫する。
	○屋外広告物等に光源を使用する場合は、激しい動光・点滅等をするものを使用しない。
	○交差点など視線が集まりやすい場所に面して設置する屋外広告物等は、魅力ある景観形成に配慮する。
	○自己用以外の屋外広告物等の設置は控える。設置する場合は、単に目立つものとならないよう周辺の景観に配慮したデザインや大きさとする。
屋上広告物	屋上広告物は、設置することができない。
壁面利用 広告物	○同一の壁面で、同一内容の情報を複数表示しないよう配慮する。
	○2階以下の高さに設置するよう配慮する。
壁面突出 広告物 (そで看板)	さくら通り上に突出しないものとする。
	○2階以下の高さに設置するよう配慮する。
	○歩行者空間やオープンスペースに設置する広告物の下端の高さは地上2.5m以上とする。
広告塔 ・ 広告板	さくら通り上に突出しないものとする。
	○2階以下の高さに設置するよう配慮する。
	○歩行者空間やオープンスペースの創出を妨げない位置に設置するとともに、歩行者等の通行を阻害しないものとする。
広告旗	○歩行者空間やオープンスペースの創出を妨げない位置に設置するとともに、歩行者等の通行を阻害しないものとする。
バス停上屋 広告	バス停上屋広告ガイドラインを遵守する。